

東青梅駅北口自転車等駐車場の指定管理者の指定について

東青梅駅北口自転車等駐車場の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定にもとづき、市議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

記

- 1 公の施設の名称
東青梅駅北口自転車等駐車場
- 2 指定管理者となる団体
東京都中央区八丁堀一丁目 2 番 8 号
友輪株式会社
- 3 指定の期間
令和 2 年 7 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで